

御船町農業委員会会議録

平成 30 年 1 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 30 年 1 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 10 日（水）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 分庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員（19 名）
会 長 1 番 鶴野 幸典
会長職務代理者 2 番 富田 早苗
委 員 3 番 荒木 義一 委 員 12 番 藤村 俊治
委 員 4 番 竹崎 幸雄 委 員 13 番 藤田 邦弘
委 員 5 番 山本 富士夫 委 員 14 番 河地 友好
委 員 6 番 田中 安男 委 員 15 番 芥川 誠
委 員 7 番 緒方 顯治 委 員 16 番 藤本 隆盛
委 員 8 番 川地 良一 委 員 17 番 松岡 信浩
委 員 9 番 上田 洋介 委 員 18 番 江藤 弘
委 員 10 番 山下 啓四郎
委 員 11 番 後藤 博文 委 員 20 番 荒木 崇
欠席者 4 番 竹崎 幸雄 6 番 田中 安男 11 番 後藤 博文
 17 番 松岡 信浩 以上 4 名
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
 - 7 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項について
 - 8 報告第 1 号 耕作証明書発行の件について
 - 9 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項による合意解約について
 - 10 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 藤野 浩之
係 長 山下 直樹
主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、あけまして おめでとうございます。今年もよろしくお願いいいたします。本日は、お忙しい中、本年最初の農業委員会総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 30 年 1 月の総会を始めさせていただきます。欠席の連絡が入っております。4 番 竹崎 幸雄委員 6 番 田中 安男委員 11 番 後藤 博文委員 17 番 松岡 信浩委員 以上 4 名であります。本日は 15 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 15 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 30 年 1 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいいたします。鶴野会長議事進行をお願いいいたします。

2 会長挨拶

議 長 はい。皆さん、改めまして、明けまして おめでとうございます。昨年は皆様方には、非農地現地確認前期・後期各種の研究等で大変お世話になりました。今年の 4 月 17 日までが任期でございますが、残された期間農業委員として精一杯頑張ってまいりたいと思います。皆さんの協力をお願いいたします。さっそくではありますが、平成 30 年 1 月、議案審議を行います。それでは、議事録署名委員の指名を行います。14 番 河地委員 15 番 芥川委員を指名いたします。宜しくお願いいいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局

はい、1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成30年1月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典 2ページをご覧ください。4件の申請が出ております。

①の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△ 地目 田 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 単独申請のため無し（競売で落札）

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。

②の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△ 地目田 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

③の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇地番△ 地目畑 △m²です。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇市〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

④の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△号
〇〇 〇〇

田4筆 畑1筆 計△㎡所有権移転です。
以上4件です。

議 長 はい、ありがとうございます。3条申請で所有権移転4件町
許可分を提案いたしました。事務局より要件等の説明をお願い
いたします。

事務局 はい、①番の件について説明いたします。こちらは、譲渡人
単独申請のため無しとなっておりますが、競売によって落札し
たため単独申請となりました。調査書に基づき説明させていただ
きます。農地を取得後は、①の件に関しましては、引き続き
水稲用苗栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認めら
れると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事し
ております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積
は、35,355㎡であり、御船町が定める下限面積を上回って
おります。第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作
すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。
第2項第7号(地域との調和)に関しましては、田として耕作
管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。
総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いた
します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。①につきましては、18番委
員お願いいたします。

18 番 はい、現地確認に参りました。以前から苗床として利用して
おられます。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよ
ろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員か
ら説明がございました。この件につきまして、皆さんからの質
問等がございましたら、お願いいたします。
ございませんか。

全委員 有りません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、②の件について説明いたします。こちらは、譲渡人が、相続として農地をもらい受けたが、本人は耕作せず今回の譲受人に耕作をお願いしていた状況であります。売買により所有権移転が、決まり今回の申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、②の件に関しましては、引き続き麦栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、85,066㎡であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号(地域との調和)に関しましては、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。②につきましては、担当委員の8番委員お願いいたします。

8 番 はい、現地確認に参りました。以前から耕作しておられ麦を耕作し利用しておられます。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。②の件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。
ございませんか。

全委員 有りません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い

たします。続きまして、③の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、③の件について説明いたします。こちらは、譲渡人が、相続として農地をもらい受けたが、本人は耕作せず今回の譲受人に耕作をお願いしていた状況であります。売買により所有権移転が、決まり今回の申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。農地の取得後は、引き続き野菜栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号（下限面積）に関しましては、取得後の下限面積は、85,066 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号（転貸禁止）に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号（地域との調和）に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。③につきましては、担当委員の8番委員をお願いいたします。

8番

はい、現地確認に参りました。以前から耕作しておられ野菜を耕作し利用しておられます。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。③の件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。
ございませんか。

全委員

有りません。

議長

意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、④の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、④番の件について説明いたします。こちらは、規模拡大

ということで農地売買により所有権移転が、決まり今回の申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、③の件に関しましては、野菜栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、15,204 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号(地域との調和)に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。④につきましては、担当委員の20番委員お願いいたします。

20番 はい、現地確認に参りました。現在の状況としては、耕作されていなく、荒れているような状況であります。野菜を耕作するとありますが、何ともいえないところであります。私からは、耕作管理してくださいと言ってはおきました。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の③の件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 有りません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第2号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成30年1月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。

農地法第5条申請 2件案件がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇△△地目 田 面積△m²
貸人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇
借人住所・氏名 大字〇〇△△
(株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
転用目的：資材置場 (5条使用貸借権設定)

② 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△△ 地目 田 面積△m²。
貸人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇
借人住所・氏名 大字〇〇△△
(株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
転用目的：現場事務所 (5条使用貸借権設定)

土地の所在地

大字〇〇字〇〇 △△ 地目 田 面積△m²。
貸人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇
借人住所・氏名 大字〇〇△△
(株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
転用目的：現場事務所 (5条使用貸借権設定)

田2筆△m²です。

以上農地法第5条使用貸借権設定(県許可)2件です。

議長 はい、ありがとうございました。では、事務局より要件等の説明をお願いいたします。

6ページをご覧ください。

事務局 議案第2号 受付番号① (株) 〇〇

こちらの場所につきましては、8ページをご覧ください。〇〇小学校の正門を入りまして、左側の川沿いに今回の申請地があります。

立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第1種中高層住居専用地域)に定められた農地であるため第3種農地と判断しております。面積は△m²となっております。申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第1種中高層住居専用地域)に定められた農地であるため第3種農地であります。役場より1km

ほど離れており北・東側を河川、西側は通路、南側を学校に囲まれた水田の一角であります。申請人は、建設業を営んでおり、今回の申請地は父所有農地ということもあり、無償で借り、熊本地震の影響で工事現場の数も増え、資材置場が不足したということで現在、農地転用の許可を得ないまま資材置場として利用しているということで追認であるが、農地法第5条申請に至っております。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。

一般基準です。

資力及び信用は、現状のままの計画であり、特に支障はないと判断する。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期については現状のまま使用する計画で、特に問題ないと考える。計画面積の妥当性ですが、田1筆△㎡を資材置場に転用する計画であり、施設配置等について妥当と判断する。配置に関しては9ページに掲載しております。配置等については問題ありませんでした。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を資材置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。給水はありません。雨水は原則として敷地内浸透とし、オーバーフロー分のみ北側河川へ放流する。生活雑排水・汚水に関しては、ありません。11ページに現在の写真を載せております。10ページに始末書を提出していただいております。内容としては、父が所有する土地であったため、無償で借り自分が経営する会社の資材置場として、農地法第5条の許可を受けて工事着工すべきところでしたが、許可も受けずに平成24年頃に資材置場として利用したことは申し訳なく思います。今後この様な

ことがないように注意いたしますので何卒よろしくお願
いたします。というように、始末書が提出されております。
第3種農地であるため転用可能な農地であると判断できます。
総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断い
たします。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。担当の13番委員説明をお
願ひいたします。

13 番 はい、現地確認に参りました、事務局から説明があったとお
りであります周辺の農地はさほどなく営農に支障をきたすこ
とはないと判断します。周囲の同意も得られておりますので、
何ら問題はないと判断いたします。審議の程をお願いいたしま
す。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説
明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございました
らお願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見等がございませんので、この案件に関して、許可相当であ
ると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いた
します。続きまして、事務局より②を提案いたします。説明を
お願いいたします。

事務局 はい、12ページをご覧ください。

議案第2号 受付番号②番 株 ○○

こちらに関しましても、①番同様始末書付きの案件であります。
工事の現場事務所ということであります。場所につきましては、
14 ページに掲載しております。○○グラウンドから降りてき
ますと○○寺という寺がありますそこから○○○へ行ったと
ころが、今回の申請地であります。申請地の北側に本人さんの
自宅があります。自宅に隣接した所に事務所を設置したとい
うことになります。

立地基準です。

農地の区分としては、第2種農地と判断しております。

面積は△㎡であります。申請地は、役場より1.5kmほど離れた
東側を宅地、西・南側を道路、北側を農地に囲まれた水田の
一角であります。申請人は、建設業を営んでいます。今回の
申請地は父所有の農地である。また、自宅に隣接しているとい

うこともあり、無償で借り、農地転用の許可も得ないまま平成27年頃から工事現場事務所として利用しているため、追認ということであるが、今回農地法第5条申請に至った。

一般基準です。

資力及び信用ですが、現状のままで計画であり、特に支障はないと判断します。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、現状のままの計画であり、工期については特に問題ないと判断します。

計画面積の妥当性として、田2筆△㎡の敷地に事務所に転用する計画であり施設等の配置等について妥当と判断します。配置につきましては、15ページに記載しております。事務所、駐車場奥は、建設用資材置場などが計画されており無駄なく利用されており配置等には妥当と判断いたします。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を事務所に転用することで、周囲に残る集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。13ページに事業計画がございます。雨水に関しては、地下浸透の計画であります。生活雑排水・汚水はありません。仮設トイレが設置されております。隣接する農地の所有者からも同意は得てあります。17ページに現況の写真が添付しております。問題はないと判断いたします。16ページに始末書を提出してあります。よって、事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。担当委員の14番委員意見をお願いいたします。

14 番 はい、先だって現地確認に参りました。隣接農地の同意は得ておられます。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局・委員から報告・意見がございました。皆さんからご意見等がございましたらお願い

いたします。

無い様でございますので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて、県へ提出いたします。

続きまして、議案第3号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局

はい、18ページをご覧ください。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成30年1月10日提出 御船町農業委員長鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分の申請が3件上がっております。面積の合計のみ読み上げさせていただきます。今月の田の合計が12,818㎡、畑の合計が0㎡、合計12,818㎡であります。続いて議案書20ページに再設定の申請が出ております。再設定の申請が、8件出ております。合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計が、43,214㎡畑の合計はございませんので、総合計43,214㎡となります。続きまして、議案書21ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成30年1月10日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成30年第1回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は56,032㎡畑の累計は、0㎡。田畑合計で56,032㎡となっております。畑はございませんので累計は、56,032㎡です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・農用地利用集積計画を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長

ございませんか。それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、

議案第4号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 23 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条
第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
平成 30 年 1 月 10 日 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。
24 に農用地利用配分計画(案)による賃借権状況一覧表を掲載
しております。こちらは農地中間管理機構を通して賃借権設定
を行うものであります。

議長 はい、ありがとうございます。只今の案件につきまして、意
見等がございましたらお願いいたします。2 番委員お願いいた
します。

2 番 はい、法人化したからこの様なことをしなければならないので
すか。

議長 事務局お願いいたします。

事務局 はい、お答えいたします。法人化したからしなければならない
ではありません。

議長 はい、ありがとうございます。この法人は、昨年法人化され
ました。
他に何かございませんか。
意見がないようですので、この案件に承認していただける方の
挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認いたしま
す。
続きまして、議案第 5 号を提案する前にこの案は 18 番委員の
息子さんでありますので、退席をお願いいたします。
事務局説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 25 ページをご覧ください。
議案第 5 号
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に
基づき別紙について、意見の決定を求める。平成 30 年 1 月 10
日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。用途区分の変更について意見をお
願いしますということで、照会がありました。内容につきまして
は、27 ページをご覧ください。
事業計画者
住所 ○○○郡○○町大字○○○△
氏名 ○○ ○○

変更目的 農業用施設用地

変更しようとする土地の所在

大字〇〇字〇〇 地番△番 地目 田 面積△㎡。

28 ページからが用途区分の変更届出書となります。29 ページをご覧ください。事業計画があります。土地の選定理由として、農産加工処理施設に至るまでの通路として必要な土地であり、当該申請地以外の土地では不可能であるため。30 ページに地図がありますのでご覧ください。申請地と記入してある南側に〇〇と記入してあるところが、現在農産物加工処理施設となっております。旧△号線から車両の搬入が困難なため通路を拡張し、安全確保を行いたいため今回の申請に至った。

通路：幅 4.2m 延長約 29m 通路であるため給水はありません。雨水に関しては、自然浸透処理及び隣接水路へ放流する計画であります。土地改良区からの承諾は得ております。被害防除計画ですが、コンクリートブロック等に土留めし土砂の流出等がないように対処する計画であります。31 ページに土地利用計画造成計画平面図があります。水路部分については、蓋をし、通行できるようにする計画であります。隣接の方の同意も得ております。こちらにつきましては、農地区分は、第1種農地と判断しております。農業用施設の用地として、転用も可能と判断されるため、農業委員会としては許可相当と判断いたします。また、面積としても 200 ㎡以内でありますので許可不要届であります。周囲の農家さんにも、迷惑は掛からないと判断されます。委員会としては、問題ないと判断いたします。農業委員・農振委員さんにも現地確認していただいております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。12 番委員意見をお願いいたします。

12 番 はい、現地確認へ参りました。内容としては話が合った通りであります。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この案件に対して、質問がある方はいらっしゃいませんか。
無い様でありますので、用途区分変更承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。ありがとうございます。

18番委員の入室を許可いたします。お願いいたします。

報告第1・2号を事務局から報告お願いいたします。

事務局

はい、32ページをご覧ください。

報告第1号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成30年1月10日提出 御船町農業委員会

今月は、2件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、33から34ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

35ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成30年1月10日提出 御船町農業委員会。

36ページに2件の合意解約がありましたので、報告いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。これで議案審議は終了いたしました。その他で、事務局よりお願いいたします。

事務局

アンケート調査の件 1月25日までに提出をお願いいたします。

熊本県農業委員会活動強化推進大会 2月23日に開催

詳しいことは2月の総会で連絡いたします。

農業委員・推進委員の募集要項の説明（受付期間）

農業委員・推進委員募集説明

農業委員・推進委員仕事内容の説明

事務局

最後に総会の開催日ですが、2月13日火曜日に行いたいと思います。又日程等は連絡させていただきますが、よろしいでしょうか。

議長

これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

14 番

㊦

15 番

㊦